

令和 5 年 5 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 5 月 25 日 (木) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 42 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による計画変更申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (12 名)

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員 (1 名)

11 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12 名)

2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明	4 番 大 塚 孝 一
5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範	7 番 尾 澤 勝
8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1 名)

1 番 新 井 巖 雄

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事 務 局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 5 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は 11 番 星野 邦夫委員です。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会

は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつもございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 5 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 5 年 5 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5 番：大澤 恵美子 委員」と「6 番：櫻井 正彦 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 5 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 2 件ございます。

番号 1 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町長尾根、畑、計 3 筆、贈与。現在、農業を営んでいますが、市外に居住しており管理が困難とのことから、申請地を譲り受け、経営規模を拡大したく申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。

番号 2 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、田及び畑、計 6 筆。売買。現在、市内で農業を営んでい

ますが、高齢になり耕作が困難とのことから、申請地を譲り受け、経営規模を拡大したく申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。以上、2件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号1番
会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番
会 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号
会 長

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和5年5月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は1件ございます。

番号1番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。貸露天駐車場用地。隣接地〇〇を駐車場として借りている〇〇より、申請地を含めた一体を駐車場として利用したいとの申し出があり、申請するもの。以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

- 会 長 番号 1 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。
- 事 務 局 (始末書の朗読)
- 会 長 始末書の朗読が終わりました。
番号 1 番について、笠 9 区の担当委員より説明をお願いします。
- 1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 1 番をご覧下さい。国道 50 号線の杉菜原の信号を桐生方面へ 200 メートルほど直進します。〇〇を右折し南下します。すぐ左手側が申請地です。始末書のとおりでありますので、慎重審議をお願いします。
- 会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。
- 8 番推進委員 所有者〇〇から〇〇に駐車場として貸し出すことから、農地法第 4 条ではなく、農地法第 5 条の賃貸借に該当するのではないのでしょうか。
- 事 務 局 申請地の隣接地を〇〇に賃貸借していたところ、土地の境界線を明示していなかったことから、徐々に使用範囲が広がり、現在は申請地まで拡大しております。自らが所有する農地を農地以外の目的として使用するという意味での申請であることから、農地法第 4 条申請で適当と考えます。また、本日時点において、申請地についての賃貸借契約は結んでおらず、借人が確定していない状況であることから、農地法第 4 条申請が望ましいと考えます。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。
- 議案第 3 号
- 会 長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 5 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。
番号 1 番。当初計画者(申請人)、承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。当初の事業計画は一般住宅建築用地。計画変更後の事業計画は一般住宅用地。昭和 60 年に許可を受けましたが、諸事情により計画を実行できずにいたところ、申請地に一般住宅を建築したいとの要望が

あり計画を変更するもの。全部承継。昭和 60 年 3 月 15 日に 5 条許可。大間々用水土地改良区第 2-2 工区。農地法第 5 条同時申請。第 3 種農地。

会 長 説明が終わりました。担当委員の説明については、次の 5 条の審議の方でさせていただきます。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 当初の事業計画(一般住宅建築用地)と変更後の事業計画(一般住宅用地)の違いは何でしょうか。

事 務 局 文言が異なるだけで事業計画に変更はございません。当初の転用者(譲受人)と計画変更後の転用者(譲受人)が異なり、所有者が変更されるという意味において、計画変更の申請となっております。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 5 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 7 件ございます。始めに、4 ページの番号 1 番から番号 3 番を説明します。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地。売買。現在、市内にて居住していますが、閑静な住宅街であり、生活環境に恵まれている申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 6 工区。第 3 種農地。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑(宅地)。建売分譲住宅及び道路用地(4 区画)。売買。現在、市内にて不動産業を営営していますが、閑静で住宅地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅として利用したく申請するもの。始末書添付。みどり市土地開発事業指導要綱該当。〇〇宅地 1394.7 m²と一体利用。第 3 種農地。
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、宅地(畑)、計 5 筆。倉庫、車庫及び道路用地。売買。自宅近隣に倉庫及び車庫を建築したく、申請地を買い受け、倉庫、車庫及び道路用地として利用したく申請するもの。第 3 種農地。
以上、3 件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号 1 番
会 長

番号 1 番について、笠 5 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員

9 番、田村です。地図の 2 番をご覧ください。桐生みどり消防署の東側の道路を 200 メートルほど北上した左手側が申請地となります。草が多少生えていますが特段問題はないと思われます。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番
会 長

番号 2 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりました。
番号 2 番について、笠懸 1 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員

2 番、赤石です。地図の 3 番をご覧ください。桐生競艇場の南側の道を桐生方面に向かいますと、大きな交差点に当たります。交差点を右折し〇〇の裏側を道なりに南下します。左手側が申請地となります。始末書のとおりでございます。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番
会 長

番号 3 番について、笠 1 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、赤石です。地図の 4 番をご覧ください。阿左美駅の裏手側となります。かなり草が生えております。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

事務局 5 ページの番号 4 番から番号 7 番を説明します。
番号 4 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。庭用地。売買。現在、申請地北側に住居を構えており、地続きであるため、申請地を買い受け、庭用地として利用したく申請するもの。〇〇宅地 330.79 m²と一体利用。第 2 種農地。
番号 5 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地。売買。現在、市内にて居住していますが、閑静な住宅街であり、生活環境に恵まれる申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 2-2 工区。農地法第 5 条計画変更同時申請。第 3 種農地。
番号 6 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町長尾根、畑。一般住宅用地。贈与。現在、市内にて居住していますが、譲渡人は市外に居住しており管理が困難であるため、申請地及び住宅を譲り受けたく申請するもの。始末書添付。第 2 種農地。
番号 7 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑。太陽光発電所設置用地。売買。現在、県外にて太陽光発電事業を営営していますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第 2 種農地。
以上 4 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 4 番

会 長 番号 4 番について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 5 番をご覧ください。県道 69 号線を南下します。太田市藪塚町に入る手前に〇〇というディスカウントストアが左側にございます。その向かい側の細い道路を右折します。一つ目の十字路を過ぎたすぐ左手側に申請地がございます。何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

番号 5 番

会 長

番号 5 番について、大間々 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員

5 番、大澤です。地図の 6 番をご覧下さい。県道前橋大間々桐生線、〇〇というお店がある信号を 250 メートルほど北上します。東に 200 メートルほど直進した左手側が申請地です。過去に農地転用の許可を取っておりますので、砂利が敷いてあり、現況は宅地です。周囲は住宅に囲まれております。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

会 長

番号 6 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。番号 6 番について、大間々 15 区の担当委員が不在ですので、現地確認を行った 3 番委員より説明をお願いします。

3 番委員

3 番、石原です。地図の 7 番をご覧下さい。始末書のとおり、申請地の西側隣接地において、農地転用許可を取ったものの、その場所ではなく、申請地に建物を建ててしまっているという状況です。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について

て可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

番号 7 番

会 長 番号 7 番について、大間々 15 区の担当委員が不在ですので、現地確認を行った 3 番委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 8 番をご覧ください。小平の発電所の所を北上していきます。浅原体験村を過ぎて次の T 字路を左折します。すぐ右手側が申請地です。特段問題はないかと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 譲渡人の持分が記載されておりませんが、どうなっていますか。また転用面積が 2,000 m²を超えていますが、太陽光の審議会には諮らないのでしょうか。

事 務 局 持分は 2 分の 1 ずつです。太陽光の審議会に諮るか否かはフェンスで囲まれた太陽光の設置面積が 1,000 m²を超えるか否かで判断されます。今回の案件は 1,000 m²以下のため審議会には諮りません。

8 番委員 フェンスで囲まれていない転用面積の残りはどんな土地利用をしますか。また以前にも今回と同様に東町内で 1,000 m²を超える転用面積の案件がありました。その時は転用面積が 1,000 m²を超える場合は太陽光の審議会の対象になるという認識のもと、事前に分筆を行ってから転用申請した経緯がございます。その時は分筆してもらって、今回は分筆しなくて良いというのは、公平性に欠けるのではないのでしょうか。

事 務 局 フェンスで囲まれていない残りの部分につきましては、メンテナンス時等に一時的に車を駐車するスペース、メンテナンススペースとして利用します。以前の申請については、こちらから事前に分筆をお願いした訳ではなく、転用面積 1,000 m²を超えたら審議会の対象になるという代理人さんの誤った認識のもと、事前に分筆を行い、転用申請を行なったものと推測されます。

8 番委員 この案件については、賛否を諮った方が良いと思うのですが。

12 番委員 この書類だけでは審議の仕様がないので、現地確認を行った委員さんの意見も聞きたいです。

会 長 申請地の右側隣接地はすでに太陽光が出来ておりました。申請地は傾斜地であり、転用目的以外の他の用途で使用するのには考えにくい土地です。

会 長 番号 7 番につきまして、その他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」、
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。
令和 5 年 5 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 8 件、再設定が 8 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。
「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事 務 局 新規設定。
番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 2 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 3 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 4 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 5 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 6 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。
番号 7 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。
番号 8 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。
新規設定 8 件の地積合計は、10,155 m²となります。
以上 8 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 8 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 8 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番、番号 8 番は可決いたします。

事 務 局 再設定。
番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 2 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田になります。
番号 3 番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田になります。
番号 4 番。大間々町塩原、台帳、現況とも田になります。
番号 5 番。大間々町塩原、台帳、現況とも田になります。
番号 6 番。大間々町塩原、台帳は畑、現況は田になります。
番号 7 番。大間々町塩原、台帳、現況とも田になります。
番号 8 番。大間々町塩原、台帳、現況とも畑になります。
再設定 8 件の地積合計は、10,494 m²となります。
以上 8 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 8 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 8 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番、番号 8 番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 5 年 5 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 5 年 5 月 25 日 午後 4 時 42 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人
会 長

小林 利信

5 番委員

大澤 恵美子

6 番委員

櫻井 正彦